

令和6年10月8日
健康部保健予防課

江東区自殺対策計画（素案）概要について

1 素案の構成

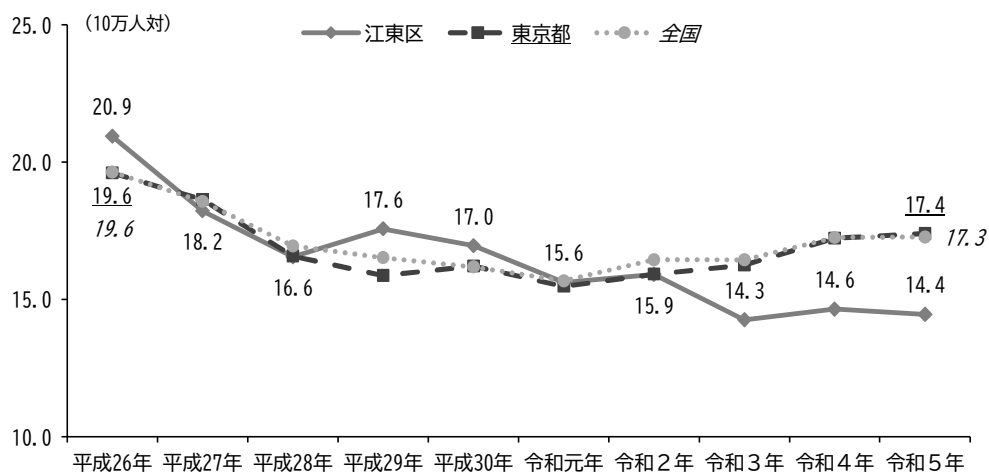
- (1) 計画策定にあたって（P 1～2）
- (2) 自殺の現状と課題（P 3～17）
- (3) 計画の基本的な考え方（P 18～24）
- (4) 施策の展開（P 25～50）
 - 基本施策1 子ども・女性への支援の充実（P 25～30）
 - 基本施策2 地域におけるネットワークの強化（P 31～32）
 - 基本施策3 自殺対策を支える人材・取組の育成・支援（P 33～35）
 - 基本施策4 区民への相談支援と周知・啓発（P 36～45）
 - 基本施策5 生きることへの支援（P 46～50）
- (5) 計画の推進に向けて（P 51）
- (6) 資料編（P 52～53）

2 前計画の目標及び現状

【前計画の全体目標】 *自殺死亡率…10万人当たりの自殺者数

項目	基準値 平成27年	目標 令和6年	備考
自殺死亡率の減少	18.2	13.3	計画期間の最終年（前年の令和6年）に平成27年度比73%の達成を目指す

【自殺死亡率の推移】



3 素案の主なポイント

- (1) 我が国の自殺者総数は減少傾向にあるものの、中高生及び女性の自殺者数は増加傾向にあり課題となっている。このため、前計画の基本施策「児童生徒への支援の充実」を「子ども・女性への支援の充実」に変更するとともに、5つある基本施策の先頭に配置。
- (2) 子どもへの支援関連事業として「ヤングケアラー支援事業」、女性への支援関連事業として「家庭訪問型子育て支援事業」等を新たに開始。
- (3) 全体目標として、令和11年の自殺死亡率（10万人当たりの自殺者数）を11.5未満とする。これは、平成27年の自殺死亡率18.2から令和5年の自殺死亡率14.4への減少ペースを今後も継続した場合の数値であり、平成27年比で約37%減となる。中間目標は、国基準に合わせ令和8年の自殺死亡率を平成27年比30%減となる12.7とする。
- (4) 基本施策毎の新たな成果指標として、基本施策1「新生児・産婦訪問指導実施率」、基本施策4「保健相談所における精神科医による精神保健相談の人数」、基本施策5「連携医療機関から連絡のあった自殺未遂者の内、自殺未遂者支援に繋がった割合」を設定。

4 意見募集（パブリックコメント）について

- (1) 実施期間（予定）
令和6年12月1日（日）～12月23日（月）
- (2) 周知方法
区報令和6年12月1日号（予定）
区ホームページ
- (3) 素案の閲覧場所
区ホームページ、保健予防課窓口、こうとう情報ステーション、各保健相談所
- (4) 意見の提出方法
郵便、ファックス、区ホームページ、電子メール、保健予防課窓口
- (5) 提出された意見の取り扱い
いただいた意見については計画策定の参考とする。なお、意見に対する個別回答は行わないが、後日、区のホームページにて、寄せられた意見とそれに対する区の考え方を公表する。